

青少年の性被害防止対策等について

1 趣旨・背景

次のような状況を踏まえ、今後の青少年の性被害防止対策について検討する必要があり、委員の御意見を伺いたい。

- インターネット利用の低年齢化等を背景に、青少年が SNS を通じて知り合った相手と面会し性被害に遭う事例や、相手の求めに応じて性的な姿態を撮影した画像を提供させられる被害事例が発生している状況にある。
- インターネットを介した青少年の犯罪被害等を防止するため、インターネット適正利用の啓発を行い、フィルタリングの利用促進に取り組んできたところであるが、フィルタリング利用率は伸び悩んでおり、保護者の認識を高める等の方策が必要となっている。
- 本年6月、刑法の性犯罪に係る規定が改正され、性交同意年齢の引き上げや、いわゆる性的グルーミング罪の新設などが行われ、7月に施行された。

2 主な検討項目

(1) 改正刑法の周知、相談窓口の周知

法による抑止効果が適切に発揮され、青少年の被害防止に資するよう、改正刑法の内容、被害に関する相談窓口等の効果的な周知

(2) 刑法改正を踏まえた青少年の性被害防止対策

- 刑法における性犯罪関係規定の改正を踏まえた、県における青少年の性被害防止対策
- 刑法改正や全国状況を踏まえた、18歳未満の青少年の処罰のあり方

(3) 青少年のインターネット利用環境の整備について

- 青少年が SNS を介して犯罪に巻き込まれること等を防止するため、インターネット適正利用に関する、児童・生徒、保護者等への、より効果的な普及啓発
- フィルタリング利用率が伸び悩んでいる現状や、全国状況を踏まえた、携帯端末等の契約時における、保護者や事業者へのフィルタリングの利用促進策